

法人税 稼ぐ企業有利に

記者会見する自民税調の宮沢氏(左)、衆院第2議員会館



税調の齊藤氏(16日、衆院第2議員会館)

17年度の改正は

所得税見直し、次の焦点

来年末に検討する17年度税制改正では、配偶者控除の見直しを柱とする所得税改革が最大のテーマになりそうだ。年収103万円以下の専業主婦世帯を優遇する配偶者控除は女性の社会進出を妨げると指摘されて久しい。配偶者控除の代わりに妻の年収に関係なく夫婦の所得から一定額の控除を認めることで、赤字大企業への課税強化が実現する。安倍政権が来年夏の参院選後も高い支持率を維持しているかどうかで税制改正の展開も左右される。

める「夫婦控除」を創設する案が浮上する。社会保険料で専業主婦らを優遇する「130万円の壁」と一体で見直す視点も必要だ。所得税をはじめ暮らしにかかる税負担を軽減するため、中小企業の負担が重くなると指摘されている。吉本興業は9月に資本金を125億円から1億円に減資した。社会福祉法人や宗教法人などの公益法人への優遇措置の見直しも検討課題だ。

実効税率引き下げの減税規模は1兆円程度。金融危機から業績を大きく持ち直し、巨額の利益を得ている自動車業界や金融業界は減税の恩恵が大きくなっている。企業の誘致に向け大きな一歩を踏み出した」と評価した。

一方、外形標準課税などの増税策が組み込まれたことで赤字や利益の少ない中堅・大企業の負担が重くなる。資本金1億円超の企業は約2万3千社あるが、この3割の約6500社が赤字だ。稼ぐ企業には恩恵が大きいが、業績不振の企業には厳しい信賞必罰の仕組みが強まる。

設備投資減税の縮小・廃止の影響を受ける企業もそうだ。設備投資減税は大手通信企業などの利用が多いとみられる。16年度に減税の仕組みを縮小することで約700億円の増税に、17年度に800億円以下の中小企業向け税制の改革は棚上げになった。中小企業は800万円以下の所得に通常より低い税率が課されるなど優遇措置が多い。万年赤字の企業が多いが、赤字企業でも課税による外形標準課税の仕組みの対象からも外れている。こうした優遇措置を求めて、中小企業になろうとする大企業が後を絶たない。吉本興業は9月に税を着実に実現し、その結果で逆進性を緩和しながら逆進性を緩和していく。なかで逆進性を緩和するためには、消費増税を実現しない。安倍政権が来年夏の参院選後も高い支持率を維持しているかどうかで税制改正の展開も左右される。

加工食品対象バランス良い
制度設計難航で先送り論に警戒

嶋中雄二・三菱UFJモルガン・スタンレー証券景気循環研究所所長 軽ト 今回の税制改正大綱は減税率の導入を巡って迷走したが、公平な税率を着実に実現し、その負担を確保するという観点から軽減税率を導入するメリットもある。ただ、ささらに景気の腰折れを防ぐという3方面に自配り対象商品の確定や納税事務をどうするかなどの詳細な制度設計に時間がかかりそうだ。これを理由に増税 자체を先送りする選択肢が与党内に出れば

赤字なら負担重く

経済の新陳代謝促す

きくなる。経団連の榎原定征会長は16日の声明で、「国内投資の拡大や外国企業の誘致に向け大きな一歩を踏み出した」と評価した。

一方、外形標準課税などとの増税策が組み込まれたことで赤字や利益の少ない中堅・大企業の負担が重くなる。資本金1億円超の企業は約2万3千社あるが、この3割の約6500社が赤字だ。稼ぐ企業には恩恵が大きいが、業績不振の企業には厳しい信賞必罰の仕組みが強まる。

設備投資減税の縮小・廃止の影響を受ける企業もそうだ。設備投資減税は大手通信企業などの利用が多いとみられる。16年度に減税の仕組みを縮小することで約700億円の増税に、17年度に800億円以下の中小企業向け税制の改革は棚上げになった。中小企業は800万円以下の所得に通常より低い税率が課されるなど優遇措置が多い。万年赤字の企業が多いが、赤字企業でも課税による外形標準課税の仕組みの対象からも外れている。こうした優遇措置を求めて、中小企業になろうとする大企業が後を絶たない。吉本興業は9月に税を着実に実現し、その結果で逆進性を緩和していく。なかで逆進性を緩和するためには、消費増税を実現しない。安倍政権が来年夏の参院選後も高い支持率を維持しているかどうかで税制改正の展開も左右される。

加工食品対象バランス良い
制度設計難航で先送り論に警戒

嶋中雄二・三菱UFJモルガン・スタンレー証券景気循環研究所所長 軽ト 今回の税制改正大綱は減税率の導入を巡って迷走したが、公平な税率を着実に実現し、その負担を確保するという観点から軽減税率を導入するメリットもある。ただ、ささらに景気の腰折れを防ぐという3方面に自配り対象商品の確定や納税事務をどうするかなどの詳細な制度設計に時間がかかりそうだ。これを理由に増税 자체を先送りする選択肢が与党内に出れば

税制改正大綱

与党の2016年度税制改正大綱が決まった。企業の利益にかかる法人実効税率は現在の32・11%から来年度に29・97%、18年度に29・74%まで下がる。

16年度は1年間限定で約2000億円の減税になるが、その後は赤字企業への増税などで財源を確保。17年度からは法人税収が減らない「税収中立型」とした。黒字企業に恩恵が増える一方、赤字企業は事業整理の前倒しなどを迫られる。税を通じて経済の新陳代謝を促す枠組みだ。(1面参照)

法人税は財源を確保した上で、税率を引き下げる

単位億円、2016年度の単年度ベース、15年度と16年度の税制改正を比較した増減税額

国税	法人税の税率下げ	▲2400
国税	設備投資減税の縮小	700
国税	減価償却制度の見直し	700
国税	繰越欠損金の控除見直し	800
国税	その他の租税特別措置の見直し	200
地方税	所得に対する税率の引き下げ	▲3900
地方税	赤字大企業への課税強化	3900

与党税制改正大綱が示され

目に関し、日本新聞協会は16

年、白石興一郎会長の談話を

発表した。談話は以下の通り。与党の税制改正大綱は、2回以上の発行で定期購読された新聞を軽減税率の対象とした。新聞は報道・言論によって民主主義を支えるとともに、国民に知識・教養を広く伝える役割を果たしている。このたびの与党合意は、公共財としての新聞の役割を認めたものであり、評価したい。

新聞も対象を評価

白石新聞協会会長が談話

私たちには、この措置に応え、民主主義、文化の発展のために今後も責務を果たしていく所存である。ただ、宅配の新聞に限られ、駅の売店などでは買つ場合が除かれ、書籍や雑誌についても引き続き検討されることは書籍・雑誌も軽減税率の対象としている。新聞協会は知識へ対しての課税強化に反対してきた。あらためて書籍・雑誌も軽減税率の対象に含めるよう要望したい。